

第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

1 初審事件の状況

(1) 概況

平成27年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、26年に比べ24件減少し、347件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は16件であり、26年に比べ1件の減少となった(第13表参照)。新規申立件数347件のうち、合同労組事件の新規申立件数は259件で、新規申立件数に占める割合は74.6%となっており、26年とほぼ同率となっている。(第14-1表参照)。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は104件と26年に比べ7件減少(地方公務員等公務関係事件は13件)となっており、取下・和解件数は261件と26年に比べ2件の増加(地方公務員等公務関係事件は7件)となり、その結果、次年への繰越件数は558件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数(初審)

(単位:件)

年	区分	係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総計	25	568	365	933	237	121	-	358	575
	26	575	371	946	259	111 ①	-	370 ①	576
	27	576	347	923	261	104	-	365	558
業 う 関 ち 係 民 事 間 件 企	25	415	332	747	223	113	-	336	411
	26	411	354	765	252	100 ①	-	352 ①	413
	27	413	331	744	254	91	-	345	399

(注) ①内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ 新規申立件数

平成27年における新規申立件数は347件であり、26年の371件に比べ24件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は331件で、26年の354件に対し23件の減少となっている。一方、地方公務員等公務関係事件は16件で、26年の17件に対し1件の減少となっている(第13表参照)。

新規申立件数を労委別にみると、東京が117件(26年132件)で最も多く、次いで大阪69件、神奈川35件、北海道18件、愛知13件などの順となっている。また、民

間企業関係事件についてみると、東京が111件（26年128件）で最も多く、次いで大阪67件、神奈川32件、北海道16件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、東京が6件と最も多くなっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

ロ 申立人別新規申立件数

新規申立件数347件を申立人別にみると、組合申立てが333件（新規申立件数の96%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが10件（同3%）、個人申立てが4件（同1%）の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが319件（民間企業関係事件新規申立件数の96%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て9件（同3%）、個人申立て3件（同1%）の順となっている（巻末統計表第3-1表及び第3-2表参照）。

ハ 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数331件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件250件（民間企業関係事件新規申立件数の76%）、3号関係事件154件（同47%）、1号関係事件141件（同43%）、4号関係事件11件（同3%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が132件（同40%）で最も多く、次いで1・2・3号事件53件（同16%）、2・3号事件39件（同12%）、1・3号事件33件（同10%）などの順になっている（巻末統計表第4-2表参照）。

ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数331件を企業規模別にみると、49人以下が112件（民間企業関係事件新規申立件数の34%）で最も多く、次いで100人以上499人以下が83件（同25%）、1,000人以上が52件（同16%）、50人以上99人以下が40件（同12%）、500人以上999人以下が13件（同4%）の順となっている（巻末統計表第5-2表参照）。

ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数347件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が63件（新規申立件数の18%）で最も多く、次いで製造業が52件（同15%）、サービス業が42件（同12%）、卸売業・小売業が41件（同12%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が37件（同11%）、社会保険・社会福祉・介護事業が19件（同5%）、医療業16件（同5%）、その他の事業サービス業がそれぞれ15件（同4%）などの順となっている（巻末統計表第6-1表参照）。

(3) 終結の状況

イ 終結件数

平成27年における終結件数は365件であり、26年の370件に比べ5件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は345件で、26年の352件に比べ7件減少し、地方公務員等公務関係事件は20件で、26年の18件に比べ2件の増加となってい

る（前掲第1表及び第13表参照）。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが104件（終結件数の28%）、取下・和解によるものが261件（同72%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが91件（民間企業関係事件終結件数の26%）で、26年に比べ9件減少し、取下・和解によるものが254件（同74%）で、2件増加している（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が139件で最も多く、次いで大阪78件、神奈川30件、愛知18件、北海道17件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京138件、大阪66件、神奈川30件、愛知18件、北海道15件などの順となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

以上の結果、27年の未処理件数（28年への繰越件数）は558件で、前年からの繰越件数576件に対し、18件の減少となっている。

なお、27年における終結率 $\left[\frac{365}{923} \times 100\right]$ は40%であり、26年の39%に対して1ポイント増となっている。なお、民間企業関係事件の繰越件数は399件で、前年からの繰越件数413件に対し14件減少しており、その終結率は46%と26年の46%と同じであった（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

ロ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数104件の内訳をみると、一部救済命令が43件（前年42件）で最も多く、次いで棄却命令33件（同40件）、全部救済命令25件（同27件）、却下決定3件（同2件）の順となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数206件のうち、関与和解によるものが180件（26年178件）、無関与和解によるものが26件（同37件）で、26年（215件）に対し9件の減少となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が5件（和解による終結件数の2%）、第1回調査から第1回審問前までの段階が161件（同78%）、第1回審問から結審前までの段階が28件（同14%）、結審以降が12件（同6%）となっている（第2-1表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立から第1回審問前の166件では関与和解が147件（審問前終結166件の89%）、無関与和解が19件（同11%）であり、第1回審問以降の40件では、関与和解が33件（審問以降終結40件の83%）、無関与和解が7件（同18%）となっている。

なお、労働組合法第27条の14第2項の規定に基づく和解認定の申立件数は4件であり、すべてが認定された。このうち、同条第4項の規定に基づく和解調書は2件作成されており、同条第6項の規定に基づく執行文の付与は0件であった（第2-2表参照）。

また、民間企業関係事件の和解により終結した205件を労組法第7条該当号別にみると、1号関係事件91件、2号関係事件161件、3号関係事件100件、4号関係事件

11件となっている（1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない）（第2-3表参照）。

第2-1表 和解事件の段階別最終結案件数（初審）

（単位:件、%）

年	区分	審問前		第1回審問以降		計
		申立から第1回調査に入るまでの段階	第1回調査から第1回審問までの段階	第1回審問から結審前までの段階	結審以降	
23		24 (11)	145 (69)	32 (15)	10 (5)	211 (100)
24		7 (4)	156 (80)	20 (10)	12 (6)	195 (100)
25		8 (4)	138 (75)	27 (15)	12 (6)	185 (100)
26		11 (5)	169 (79)	26 (12)	9 (4)	215 (100)
27		5 (2)	161 (78)	28 (14)	12 (6)	206 (100)
	うち関与和解	0 (0)	147 (91)	24 (86)	9 (75)	180 (87)
	うち無関与和解	5 (100)	14 (9)	4 (14)	3 (25)	26 (13)

第2-2表 和解の認定件数（初審）

（単位:件）

年	区分	和解件数	和解認定申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
					うち執行文付与		
25		185	5	5	0	0	0
26		215	2	2	1	1	0
27		206	4	4	2	0	0

第2-3表 労組法第7条該当号別最終結（和解）件数[民間企業関係]

（単位:件）

年	区分	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
25		75	147	97	6	179
26		95	175	98	8	210
27		91	161	100	11	205

（注） 1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数(和解件数合計)と一致しない。

次に、民間企業関係の和解で最終結した事件の内容をみると、1号関係事件91件の内訳は、関与和解が77件、無関与和解が14件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは9件、解雇取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計28件（解雇事件の和解44件の64%）などとなっている（第3表参照）。

第3表 解雇事件の和解内容（初審）

（単位:件）

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(91) 44	(77) 38	(14) 6
職場に復帰したものの	小 計	9	9	0
	解雇撤回・原職復帰	8	8	0
	再 採 用	1	1	0
職場を去ったものの	小 計	28	25	3
	解雇取消・依願退職	26	23	3
	解 雇 承 認	2	2	0
そ の 他 （ 含 不 明 ）		7	4	3

（注） 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ()内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件161件の内訳は、関与和解141件、無関与和解20件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの98件（2号関係事件の和解161件の61%）、団交ルールを決めた28件（同17%）などとなっている（第4表参照）。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位:件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	161	141	20
今後の団交を約した	13	13	0
団交ルールを決めた	28	28	0
申立後団交した	8	3	5
紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなった	98	83	15
そ の 他 （ 含 不 明 ）	14	14	0

（注）民間企業関係事件のみを集計した。

3号関係事件100件の内訳は、関与和解86件、無関与和解14件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの58件（3号関係事件の和解内容の総数113件の51%）、不利益・支配介入を是正することで和解したもの35件（同31%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位:件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(100) 113	(86) 99	(14) 14
不利益・支配介入を 是正することで和解	35	32	3
紛争事項を今後協議 （含事前協議制履行）	3	3	0
団交ルールを設定 又は団交を約束	1	1	0
解 決 金 支 払	58	56	2
そ の 他 （ 含 不 明 ）	16	7	9

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ()内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。

3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

(4) 審査の状況

イ 処理日数

平成27年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では647日(26年634日)、取下・和解では325日(同264日)、総平均では417日(同375日)となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解ともに増加している(巻末統計表第7-1表参照)。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では670日(26年636日)、取下・和解では327日(同263日)、総平均では417日(同370日)となっている。

また、終結件数365件のうち1,000日以上を要した事件は15件(うち取下・和解事件6件)である(巻末統計表第8-1表参照)。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない。)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が375日(26年333日)、第1回審問から結審前までの期間が158日(同186日)、結審から命令書交付までの期間が145日(同129日)となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が55%と最も長く、次いで第1回審問から結審前までの期間が23%、結審から命令書交付までの期間が21%の順となっている(第6表参照)。

第6表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

区分 年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
23	289 (53)	129 (24)	128 (23)	546 (100)
24	283 (49)	140 (24)	160 (27)	583 (100)
25	368 (52)	176 (25)	170 (24)	714 (100)
26	333 (51)	186 (29)	129 (20)	648 (100)
27	375 (55)	158 (23)	145 (21)	678 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

平成27年中に終結した初審事件365件について、終結事由別に、1件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が5.5回（26年4.9回）、審問回数が1.1回（同1.3回）、証人数は1.3人（同1.6人）となっている。取下・和解事件では、調査回数は関与和解事件（5.3回）が、審問回数は無関与和解事件（0.7回）が、証人数は関与和解事件および無関与和解事件（それぞれ0.7人）がそれぞれ最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数いずれも命令事件（それぞれ7.5回、3.0回、3.2人）が最大となっている（第7表参照）。

第7表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	26	370	44	37	178	109	2
	27	365	55	26	180	101	3
一件当たりの 平均調査回数 (回)	26	4.9	3.3	4.1	4.1	7.0	5.5
	27	5.5	3.7	3.7	5.3	7.5	2.0
一件当たりの 平均審問回数 (回)	26	1.3	0.3	0.6	0.4	3.5	2.0
	27	1.1	0.0	0.7	0.5	3.0	0.7
一件当たりの 平均証人数 (人)	26	1.6	0.7	0.8	0.7	3.6	1.5
	27	1.3	0.0	0.7	0.7	3.2	0.7

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成27年中の初審の証人等出頭命令は、新規申立があった8件が係属し、そのうち6件が却下され、取下・打切が1件、認容決定が1件となっている。

また、初審の物件提出命令は、前年からの繰越し3件、新規申立件数4件の合計7件が係属し、4件が却下され、3件が取下・打切となった（巻末統計表第9-3表参照）。

ニ 審問を経ないで命令を発した事件

平成 27 年中に終結した初審事件 365 件のうち、労委規則第 43 条第 4 項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は 1 件であった。

ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

平成 27 年中に初審において、労委規則第 45 条の 8 及び第 45 条の 9 の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は 9 件あり、すべて勧告が受諾されている。

へ 審査の期間の目標の達成状況

このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

平成 27 年中に交付された初審の命令・決定書数は 94 件(26 年 101 件)である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は 50 件(同 48 件)、行政訴訟が提起されたものは 7 件(同 11 件)となっている(第 8-3 表参照)。ちなみに、その不服率は 60.6%であり、26 年の 62.4%とほぼ同率となっている。

第 8-1 表 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位:件、%)

年・区分	命令 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服数(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	
23	122	35	87	71.3	
24	103	30	73	70.9	
25	114	26	88	77.2	
26	101	38	63	62.4	
27	94	37	57	60.6	
27年命令・ 決定内訳	全部救済	22	10	12	54.5
	一部救済	38	10	28	73.7
	棄却	31	16	15	48.4
	却下	3	1	2	66.7

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

(単位:件、%)

区分 年	命令・決定 書数 (A)	行訴提起 件数 (B)	再審査申立 件数 (C)	行訴提起率 (B)/(A)	再審査申立率 (C)/(A)
	平成23年	122	18	73	14.8
24年	103	9	64	8.7	62.1
25年	114	12	78	10.5	68.4
26年	101	15	52	14.9	51.5
27年	94	7	50	7.4	53.2
小計	534	61	317	11.4	59.4

(注) (A)は、当該年に命令・決定書を交付した件数を計上している。
 (B)は、(A)に対して行訴提起された件数を計上しており、翌年に提起されたものも含む。
 (C)は、(A)に対して再審査申立てされた件数を計上しており、翌年に申立てされたものも含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

(単位:件、%)

区分 年	命令・ 決定書数 (A)	不 服 合 計 (B)	再 審 査 申 立			行 政 訴 訟 提 起			再(労) 行(使)	再(使) 行(労)	再(双) 行(労)	再(労) 行(労)	再(労) 行(双)	不服率 (B)/(A)
			労	使	双	労	使	双						
23	122	87	24	32	13	1	12	1	2	2	-	-	-	71.3
24	103	73	30	24	10	3	6	-	-	-	-	-	-	70.9
25	114	88	24	38	14	2	8	-	2	-	-	-	-	77.2
26	101	63	15	27	6	2	8	1	3	-	-	1	-	62.4
27	94	57	18	22	10	3	4	-	-	-	-	-	-	60.6

次に、不服状況を労使別にみると、94件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却(救済命令中の棄却部分を含む。)の命令書72件(26年74件)に対して、再審査申立てが25件(同24件)、行政訴訟提起は3件(同3件)であり、その不服率は39%(同38%)となっている。一方、使用者側では、救済(一部救済命令中の救済部分を含む。)の命令書60件(26年64件)に対して、再審査申立てが32件(同33件)、行政訴訟提起が4件(同12件)であり、その不服率は60%(同70%)となっている(第9表参照)。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位:件、%)

区分 年	労働者提起 (却下・棄却に対して)					使用者提起 (救済に対して)				
	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率	
23	92	37	4	-	45	92	46	15	66	
24	86	40	3	-	50	58	34	6	69	
25	84	37	2	-	46	86	52	10	72	
26	74	24	3	1	38	64	33	12	70	
27	72	25	3	-	39	60	32	4	60	

2 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

平成 27 年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越 138 件に新規申立て 60 件(26 年 60 件)を加えた 198 件となっており、係属件数は前年に比べ 8 件の増加となった。

新規申立て 60 件の内訳は、教育、学習支援業の 16 件(26 年 8 件)が最も多く、次いで製造業が 9 件(同 13 件)、運輸業が 8 件(同 9 件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、7 件(同 8 件)となっている。

これを労使別の申立件数で見ると、労働者側申立てが 27 件(26 年 27 件)、使用者側申立てが 32 件(同 33 件)となっている。なお、審査再開事件が 1 件あったことから、申立人別の合計は、新規申立て 60 件と一致しない。

一方、終結件数は 77 件(26 年 52 件)で、この結果、未処理件数 121 件(同 138 件)が次年に繰り越された。終結件数 77 件の内訳は、取下・和解によるものが 36 件(終結件数の 47%)、命令・決定によるものが 41 件(同 53%)となっている(第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表参照)。

第 10-1 表 不当労働行為事件取扱件数(再審)

(単位:件)

年	区分	係属状況			終結状況			次 年 繰 越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総 計	21	114 (0)	54 (1)	168 (1)	19 (0)	34 (0)	53 (0)	115 (1)
	22	115 (1)	68 (2)	183 (3)	26 (0)	48 (1)	74 (1)	109 (2)
	23	109 (2)	89 (3)	198 (5)	35 (1)	36 (1)	71 (2)	127 (3)
	24	127 (3)	75 (4)	202 (7)	56 (2)	46 (2)	102 (4)	100 (3)
	25	100 (3)	94 (7)	194 (10)	40 (0)	24 (3)	64 (3)	130 (7)
	26	130 (7)	60 (7)	190 (14)	24 (0)	28 (4)	52 (4)	138 (10)
	27	138 (10)	60 (7)	198 (17)	36 (3)	41 (8)	77 (11)	121 (6)

(注) ()内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、平成 27 年の再審査事件における和解認定の申立件数は 26 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成は 1 件であり、執行文の付与の申立てはなかった(第 10-2 表参照)。

第 10-2 表 和解の認定件数（再審）

（単位:件）

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
					うち執行 文付与	
25	33	29	29	1	0	0
26	19	16	16	0	0	0
27	31	26	26	1	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、平成 25 年 11 月、審査の期間の目標を改定し、26 年から 28 年までの 3 年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中央労働委員会に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1 年 3 か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする（注）。

（注） 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められた事件や平成 16 年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

27 年の達成状況については、27 年 1 月以降の係属事件 174 件のうち、27 年末までに終結した事件は 76 件（平均処理日数 576 日）、このうち 1 年 3 か月以内に終結した事件は 24 件（全体の 31.6%）となっている（巻末統計表第 9-5 表参照）。

なお、目標の注意書きとしている事件については、23 件が翌年に繰り越された（巻末統計表第 9-6 表参照）。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

平成 27 年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 745 日（26 年 525 日）、取下・和解では 481 日（同 401 日）、総平均では 621 日（同 468 日）となっており、命令・決定は 220 日増加し、取下・和解で 80 日増加し、全体として 153 日の増加となった（巻末統計表第 7-1 表参照）。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない）についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 504 日、第 1 回審問から結審前までの期間が 9 日、結審から命令書交付までの期間が 308 日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 61%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が 38%、第 1 回審問から結審前までの期間が 1%の順となっている（第 11-1 表参照）。

第 11-1 表 命令・決定事件（再審）段階別平均処理日数内訳

(単位:日、%)

年	区分	申立てから第1回審問前までの期間	第1回審問から結審前までの期間	結審から命令書交付までの期間	計
23		685 (73)	28 (3)	228 (24)	941 (100)
24		589 (69)	66 (8)	194 (23)	849 (100)
25		535 (67)	32 (4)	236 (29)	803 (100)
26		370 (65)	10 (2)	191 (33)	571 (100)
27		504 (61)	9 (1)	308 (38)	821 (100)

(注) 1 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。
2 過去の一部数値を修正したため、平成26年年報とは一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11-2表のとおりであり、命令事件では、調査回数5.3回(26年4.1回)、審問回数は0.6回(同0.9回)、証人数は1.0人(同1.7人)と調査回数は増加し、審問回数及び証人数は減少した。また、関与和解事件においては、調査回数は7.7回(同5.4回)、審問回数は0.3回(同0.3回)、証人数は0.5(同0.5人)と調査回数が増加した(第11-2表参照)。

第 11-2 表 審査状況（再審査終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	26	52	5	0	19	28	0
	27	77	5	0	31	41	0
一件当たりの平均調査回数 (回)	26	4.4	2.2	0.0	5.4	4.1	0.0
	27	6.2	3.2	0.0	7.7	5.3	0.0
一件当たりの平均審問回数 (回)	26	0.6	0.0	0.0	0.3	0.9	0.0
	27	0.4	0.0	0.0	0.3	0.6	0.0
一件当たりの平均証人数 (人)	26	1.1	0.0	0.0	0.5	1.7	0.0
	27	0.7	0.0	0.0	0.5	1.0	0.0

(注) 平成26年の一部件数を平成27年年報において修正した。

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成27年中の再審査における証人等出頭命令は、前年からの繰越し及び新規申立てはなかった。

また、物件提出命令は、前年からの繰越し2件に新規申立て1件を加えた計3件が係属し、そのうち3件が却下で終結し、28年の繰越しはなかった(巻末統計表第9-3表参照)。

二 三者委員による事件の解決のための勧告

平成 27 年中に、労委規則第 45 条の 8 及び第 45 条の 9 の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は 3 件あり、いずれも当事者が勧告の内容を受諾し、和解で終結した。

(4) 不服の状況

平成 27 年中に交付された命令・決定書数は 33 件(26 年 24 件)である。これらに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、9 件(同 9 件)であった。

不服率は 27.3%(同 37.5%)となっている(第 12 表参照)。

第 12 表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

(単位:件、%)

年・区分		命令決定書数 (A)	不服申立なし	不服数(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
23		32	12	20	62.5
24		40	24	16	40.0
25		22	16	6	27.3
26		24	15	9	37.5
27		33	24	9	27.3
27 年 命 令 ・ 決 定 内 訳	初 審 支 持	22	17	5	22.7
	一 部 変 更	11	7	4	36.4
	全 部 変 更	0	0	0	-
	却 下	0	0	0	-

(注) 1 不服率の算出方法については、従来、命令・決定件数を分母とし、そのうち行訴提起があった件数を分子として算出していたが、平成27年年報より、命令・決定書数を分母とし、それに対し行訴提起された件数を分子として算出することとしたため、当該表の数値は平成26年以前の年報と一致しない。

2 (A)は、当該年に交付した命令・決定書数を計上している。

3 (B)は、(A)に対して行訴提起された件数を計上しており、翌年に提起されたものも含む。

3 その他

(1) 地方公務員等公務関係事件の概況

イ 初審関係

平成 27 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 16 件（新規申立件数 347 件の 5 %）、終結件数は 20 件（終結件数 365 件の 5 %）となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数 16 件を申立人別にみると、組合申立てが 14 件、個人申立てが 1 件、組合及び個人連名による申立てが 1 件となっている。労組法第 7 条該当号別では、2 号関係事件が 9 件、3 号関係事件が 8 件、1 号関係事件が 7 件、4 号関係事件が 0 件の順となっている（※）。

一方、終結件数は 20 件で、その内訳をみると、全部救済命令 7 件、一部救済命令および取下げがそれぞれ 6 件、関与和解 1 件となっている。

（※）1 件で 2 以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計 16 件に一致しない。

第 13 表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位:件、%）

区 分 \ 年	23	24	25	26	27
新規申立件数	(100) 376	(100) 354	(100) 365	(100) 371	(100) 347
うち地方公務員等 公務関係事件	(4) 16	(5) 19	(9) 33	(5) 17	(5) 16
終 結 件 数	(100) 392	(100) 353	(100) 358	(100) 370	(100) 365
うち地方公務員等 公務関係事件	(6) 23	(4) 15	(6) 22	(5) 18	(5) 20

ロ 再審査関係

平成 27 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 7 件（新規申立件数 60 件の 12 %）、終結件数は 11 件（終結件数 77 件の 14 %）となっている（第 10-1 表参照）。

新規申立件数 7 件を申立人別にみると、組合申立てが 3 件、使用者申立てが 4 件となっている。労組法第 7 条該当号別では、2 号事件が 2 件、2 号及び 3 号事件が 4 件、1 号、2 号及び 3 号事件が 1 件であった。

一方、終結件数は 11 件で、その内訳をみると、棄却及び一部変更命令がそれぞれ 4 件、関与和解が 2 件、取下げが 1 件であった。

(2) 合同労組事件の概況

イ 初審関係

平成 27 年における合同労組事件の新規申立件数は、259 件（新規申立件数 347 件の 74.6%）となっている。このうち駆込み訴え事件は 108 件あり、新規申立件数に占める割合は 31.1%、合同労組事件に占める割合は 41.7%となっている（第 14-1 表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京 76.1%、大阪 81.2%となっている（第 14-2 表参照）。

第 14-1 表 合同労組事件の申立状況（初審）

（単位：件、%）

年	区分	新規申立件数(a)	うち合同労組事件(b)		うち駆込み訴え事件		
					(a)に対する割合	(b)に対する割合	
23		376	267	(71.0)	95	25.3	35.6
24		354	251	(70.9)	101	28.5	40.2
25		365	273	(74.8)	107	29.3	39.2
26		371	276	(74.4)	100	27.0	36.2
27		347	259	(74.6)	108	31.1	41.7

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。
「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- 2 駆込み訴え事件とは、労働者が申立事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項の申立てがあった事件をいう。

第 14-2 表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況

（単位：件、%）

年	区分	新規申立件数			合同労組事件					
		うち東京・大阪計			うち東京・大阪計					
		東京	大阪	計	東京	大阪	計	東京	大阪	計
23		376	188	115	73	267 (71.0)	152 (80.9)	88 (76.5)	64 (87.7)	56.9
24		354	195	103	92	251 (70.9)	149 (76.4)	77 (74.8)	72 (78.3)	59.4
25		365	186	118	68	273 (74.8)	149 (80.1)	86 (72.9)	63 (92.6)	54.6
26		371	209	132	77	276 (74.4)	165 (78.9)	102 (77.3)	63 (81.8)	59.8
27		347	186	117	69	259 (74.6)	145 (78.0)	89 (76.1)	56 (81.2)	56.0

- (注) 1 ()内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。
2 < >内は合同労組事件全数に対する割合。

ロ 再審査関係

平成 27 年における合同労組事件の新規申立件数は、31 件（新規申立件数 60 件の 51.7%）となっている。また、このうち駆込み訴え事件は 6 件あり、新規申立件数に占める割合は 10.0%、合同労組事件に占める割合は 19.4%となっている（第 15 表参照）。

第 15 表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位:件、%)

年	区分	新規申立件数(a)	うち合同労組事件(b)	うち駆込み訴え事件		
				(a)に対する割合	(b)に対する割合	
23		89	57 (64.0)	17	19.1	29.8
24		75	50 (66.7)	14	18.7	28.0
25		94	56 (59.6)	13	13.8	23.2
26		60	31 (51.7)	8	13.3	25.8
27		60	31 (51.7)	6	10.0	19.4

(注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。
「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2 駆込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に労働組合に加入し、当該組合から問題解決のための団体交渉に係る申立てがあった事件をいう。

(3) 終結事案の特征的傾向累計(初審)

平成 27 年中に終結した初審事件 365 件のうち、特徴的な傾向を示す終結事件として、①労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は 39 件、②事業再編に関連する事件は 9 件、③個人委託・請負に関連する事件は 12 件、④有期契約(労働者)に関連する事件は 29 件、⑤定年後再雇用に関連する事件は 8 件、⑥労働者派遣に関連する事件は 8 件あった。

(4) 非正規労働者関係事件の概況

イ 初審関係

平成 27 年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に関係した事件には、以下のようなものがある。

- ① 期間を 1 年と定めて町の臨時職員として任用され、その後、任用更新が 2 回行われ任期満了により雇止めとなった同人の雇止めの撤回を求めて行われた団体交渉に対する町の対応等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ② 非常勤講師として勤務していた組合員を法人が雇止めしたこと及び同人への雇止めの通知の撤回等を求める団体交渉の申入れに対する法人の対応が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ③ 期間雇用社員として勤務していた組合員を会社が雇止めとしたこと及び会社が団体交渉を打ち切り、その後、団体交渉に応じていないこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ④ 地域スタッフ(法人との間で業務委託契約を締結し、法人と受信者との間の放送受信契約の取次業務や放送受信料の集金、収納業務を行う者)として就労していた組合員との業務委託契約を解約したこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ⑤ パートタイマーのドライバーとして勤務していた組合員 2 名との有期雇用契約を更新しなかったこと及び組合が行った団交申入れを拒否したことが不当労働行為に

当たるとして救済申立てがあった事件

- ⑥ 非常勤看護師として勤務していた訪問看護ステーションの利用者に対する看護記録の開示に関する団体交渉の法人の対応及び法人が看護ステーションを休業したこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ⑦ LPガスボンベの配送、ガス設備の点検等の業務を業務委託契約等により結んでいた配送員が、会社の事業廃止及び解散とそれに伴う契約の解除が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ⑧ 任期限付専任教員として勤務していた短大を経営する法人による雇止めを撤回する団体交渉に、法人が不誠実に対応したこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件

ロ 再審査関係

平成 27 年中に交付された命令・決定件数 41 件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件は 7 件であった。

- ①② 法人が、客員准教授である組合支部長 A に対し、授業担当を解職し自宅待機を命じたこと、支部長との有期契約を解除したこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ③④ 市が、1 年間を雇用期間とする嘱託職員である組合員 A に対し、再任用を行わなかったこと、A の労働条件及び本件任用拒否に関する団体交渉を誠実に行わなかったこと、また、その後、再任用拒否に関する団交申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ⑤ 法人が、組合員 A 1 の降格等を議題とする団体交渉を誠実に行わなかったこと、労働協約たる団体交渉議事録の破棄を通告したこと、非正規職員である組合員 A 2 に対し雇止めを通告等したこと、組合員 A 3 に対し、労働委員会への出頭を理由とする賃金控除を行ったこと及び組合関係者による法人事務所への押しかけに荷担したなどとしてけん責処分を行ったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ⑥ 協会が、協会と委託契約を締結している地域スタッフにより組織される組合支部の執行委員長からキュービット（電子通信決済端末機器）を返還させたこと、同問題に関する団交申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件
- ⑦ 会社が、メッセージャーである組合員 A 1 との業務委託契約を期間途中で解除したこと、組合員 A 2、A 3 との業務委託契約を更新しなかったこと、人員削減や契約撤回等に関する団体交渉を誠実に行わなかったこと、営業所に防犯監視カメラを設置したことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件

第 16 表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位:件）

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
平成23年	36	7
平成24年	46	11
平成25年	24	9
平成26年	28	6
平成27年	41	7

（注） 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表
 (<http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>)の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者)に関係する事件を抽出したもの(高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く)。